

宮崎市民の健康増進における相互の連携及び協力に関する協定書

宮崎市（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会宮崎支部（以下、「乙」という。）は、宮崎市民（以下、「市民」という。）の健康増進における相互の連携及び協力を推進するため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、健康づくりの推進に向けた取り組みを通じて、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携及び協力を行う。

- （1）特定健康診査結果及び医療費の分析等の調査研究に関すること。
- （2）調査研究結果及び最新の知見並びに健康情報等の定期的な情報交換に関すること。
- （3）特定健康診査及びがん検診の受診促進等の取り組みに関すること。
- （4）こころとからだの健康づくり対策及び地域保健対策の推進に関すること。
- （5）地域保健及び職域保健に係る保健師等の資質向上に関すること。
- （6）医療費適正化に関すること。
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の検討及び実施により知り得た相手方の保有する個人情報、漏洩、目的外の利用、又は相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成27年3月31日とする。ただし、有効期限の満了1月前までに、甲及び乙のいずれからも協定終了の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙が、本協定に定める事項に関し、変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項に関し、疑義が生じた場合は、甲及び乙間で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月11日

甲 宮 崎 市 長 戸 敷 正

乙 全国健康保険協会 比 嘉 廉 太
宮崎支部長